

ウルグアイの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ウルグアイ東方共和国（スペイン語では「República Oriental del Uruguay」。英語では「Oriental Republic of Uruguay」。以下「ウルグアイ」²という）は、南米大陸南東部に位置し、西側はアルゼンチン、北東側はブラジルに隣接し、南側は大西洋に面し、「おにぎり」の形をした立憲共和制国家である。ウルグアイ川の東側にあることから、国名に「東方」という語が付けられている。ウルグアイは、日本から見ると、ほぼ地球の反対側にあり、時差は12時間である。全土が温帯気候に属し、農牧業が盛んである。面積は日本の約半分、人口は約350万人である。首都はモンテビデオ、公用語はスペイン語である（但し、憲法には、公用語に関する規定は無い）。

多くの日本人にとって、「ウルグアイ」の名を有名にしたのは、「ウルグアイ・ラウンド」であろう³。「ウルグアイ・ラウンド」とは、1986年から1994年までの間、貿易自由化・多角的貿易を促進するために行われた通商交渉のことであり、GATTを改組して世界貿易機関（WTO）を設立すること等が決定された。また、「ウルグアイ・ラウンド」では、「サービスの貿易に関する一般協定」（GATS）、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）等が成立した。

現在のウルグアイのある地域には、もともと先住民が居住していたが、1516年にスペインの探検家フアン＝ディアス＝デ＝ソリスがラプラタ川の河口に到達した。その後、スペイン人とポルトガル人が入植して係争が生じたが、結局、スペインの支配が確立し、「バンダ＝オリエンタル」と呼ばれるようになった。しかし、1811年に、ホセ＝アルティガスによる独立闘争が勃発し、1814年には、「バンダ＝オリエンタル」は東方州として再編され、「連邦同盟」が創設された。1816年にポルトガル軍がブラジルから当該地域に侵攻し、1821年にはブラジルに併合された。しかし、アルゼンチンの支援により、ブラジルに対する独立運動が展開され、1825年8月25日にウルグアイは独立宣言を行った。但し、ウルグアイが正式に独立を果たしたのは、1828年にアルゼンチンとブラジルの間で結ばれた「モン

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「ウルグアイ」という国名の由来については諸説あるが、先住民族であるグアラニー族の言葉で、「ウルという鳥の来る川」を意味するという説が有力である。

³ 1986年にウルグアイの保養地であるプンタ・デル・エステで開始宣言が行われたことから、「ウルグアイ・ラウンド」と呼ばれるようになった。

テレビデオ条約」によってであった。

その後、ウルグアイでは内戦等による混乱もあったが、20世紀になると、スイスをモデルとした社会経済改革が行われた。その結果、「南米のスイス」と呼ばれるほど、福祉国家として発展した。1917年には、ラテンアメリカで最初の議会制民主主義国となった。

1973年に軍部がクーデターを起こし、議会は解散され、軍政が敷かれた。しかし、1984年に大統領選挙が実施され、1985年に民政に移管された⁴。

ウルグアイは、アルゼンチンとブラジルという大国に挟まれた小国であるため、前述したように、歴史的には、両国に翻弄された苦い経験を有するが、経済的にみれば、ウルグアイがアルゼンチンとブラジルという大国に隣接していることは、大きなメリットであるともいえる。しかも、ウルグアイは、ラテンアメリカ諸国の中でも随一の政治的安定性を有する。

ウルグアイは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、南米南部共同市場（メルコスール。スペイン語では「MERCOSUR」）は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した。現在の加盟国は、ウルグアイのほか、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ベネズエラ及びボリビアの6か国であり、準加盟国は、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー及びスリナムの6か国である。メルコスールは、モンテビデオに事務局を置いている。

ウルグアイの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ウルグアイは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、ウルグアイの法制度は多くの点で、スペインの法制度⁵の影響を受けている⁶ほか、フランス法等、他の欧州諸国や米国の法制度の影響を受けている。

II 憲法

1 総説

ウルグアイ憲法は、1967年2月15日に施行された。その後、1989年、1994年、1996年、2004年に改正された⁷。この2004年に改正された憲法が、現行憲法である。

ウルグアイ憲法は、全332か条からなる（経過規定を除く）が、その中には、85条、148条及び168条のように、非常に長い条文も含まれており、日本国憲法とは条文の規定ぶりがかなり異なるといえる。

⁴ 本稿におけるウルグアイの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2017年版』（二宮書店、2017年）439～440頁等を参照した。

⁵ スペインの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第4回 スペイン」（『国際商事法務 Vol.41, No.1』（国際商事法研究所、2013年）所収）を参照されたい。

⁶ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Uruguay1.html>

⁷ なお、軍政時代である1980年にも憲法改正が行われようとしたが、国民投票により否決された。

ウルグアイ憲法の主な体系は、表1のとおりである⁸。

表1：ウルグアイ憲法の主な体系（2004年改正までを反映）

第1編 国家及び主権	第1条～第6条
第2編 権利、義務及び保障	第7条～第72条
第3編 市民権及び参政権	第73条～第81条
第4編 統治方式及び諸権限	第82条
第5編 立法権	第83条～第103条
第6編 両院総会の会期、両院に共通する規定、常務委員会	第104条～第132条
第7編 法律の発議、審議、採択及び公布	第133条～第146条
第8編 立法権と行政権の関係	第147条～第148条
第9編 行政権	第149条～第173条
第10編 国務大臣	第174条～第184条
第11編 自律的団体及び分権化された事業体	第185条～第205条
第12編 国家経済評議会	第206条～第207条
第13編 会計検査院	第208条～第213条
第14編 財政	第214条～第232条
第15編 司法権	第233条～第261条
第16編 地域の政府及び行政	第262条～第306条
第17編 行政紛争裁判所	第307条～第321条
第18編 選挙裁判所	第322条～第328条
第19編 法律の憲法適合性の審査及び現行憲法の改正	第329条～第332条
経過規定及び特別規定	第A条～第Z''条

2 統治機構

(1) 立法府

ウルグアイの立法府は、上院及び下院の二院制が採用されている。上院議員の定数は31名（そのうち1名は、上院議長を兼任する副大統領である）、下院議員の定数は99名である。上院議員及び下院議員の任期は、いずれも5年であり、再任について制限する法規制は無い。

また、上院及び下院を合わせて両院総会が構成される。両院総会の権限としては、①法

⁸ ウルグアイ憲法のスペイン語原文（2004年改正までを反映したもの）は、下記ウェブページに掲載されている。<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=7541>

また、ウルグアイ憲法の英訳（但し、2004年改正が反映されていないもの）は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.parliament.am/library/sahmanadrutyunner/Uruguay.pdf>

典を採択し、公布すること、②裁判所を設立し、司法及び訴訟の管理を手配すること、③個人の権利の保護、産業や貿易の発展促進等に関する法律を公布すること、④歳入の具体的分配の決定及び修正、⑤行政府が提出した予算案を承認し又は承認しないこと、⑥行政府の指導の下、国債を発行すること、⑦宣戦布告及び外国・国際機関との条約を批准し又は批准しないこと等がある。

常務委員会は、4名の上院議員と7名の下院議員で構成される。常務委員会は、憲法及び法律の状況を監視し、行政府への適切な警告等の職務を行う。

法律案は、①市民のイニシアティブ、②上院又は下院、③行政府のいずれかによる発案によることができる。法律案が正式に法律として成立するためには、必ず、上院及び下院における審議及び採択を経なければならない。上院又は下院のいずれかで可決された法律案が他方の院に送られた後に否決された場合、当該法律案を同一会期において再度提出することはできない。上院及び下院で採択された法律案は、公布のため政府に送られるが、政府は、当該法律案を審査した上で、両院総会に対し拒絶又は再審議の要求を行うことができる。

(2) 行政府

ウルグアイ憲法は、大統領に大きな権限を与えつつ、立法府及び司法府とのバランスを図っている。

ウルグアイの大統領は、国家元首であるとともに、行政府の長として政府を代表する役割を有する。大統領の任期は5年であり、副大統領とともに直接選挙によって選出される。1回目の選挙で最も得票数が多かった候補者が絶対多数に達しなかった場合、2回目の選挙が実施されることになる。大統領の連続再任は、禁止されている。大統領は、自らが指名した国務大臣又は内閣とともに、行政権を行使する。大統領の責務としては、①国内の治安及び国際的安全保障の維持、②軍の最高司令官となること、③議会から回付されてきた法律の審査、公布及び施行、④議会に対し、国の状況及び改革を必要とする事項について報告を行うこと、⑤国家非常事態宣言を行うこと、⑥議会の臨時会期を招集すること、⑦大使・外交官を任命すること、⑧条約の締結・署名（但し、議会の批准が必要）等がある。

副大統領は、大統領が一時的又は永続的に職務を遂行できなくなった全ての場合に、大統領の職務を代行する。副大統領は、両院総会及び上院の議長を兼任する。

国務大臣は、両院総会の過半数の決議により、罷免されることがある。

ウルグアイは19の行政区域に分けられており、各行政区域に地方政府が置かれている。

(3) 司法府

ウルグアイの通常の司法裁判所の系列には、①治安裁判所及び第一審裁判所、②控訴裁判所、及び③最高裁判所がある。

最上級司法裁判所であり終審裁判所である最高裁判所は、5名の最高裁判所裁判官から構

成される。最高裁判所裁判官の任期は10年であり、退官後5年以上の期間が経過しなければ、再任されない。最高裁判所裁判官は、欠員が生じた後90日以内に、両院総会の全議員の3分の2以上の同意の上、政府により任命される。最高裁判所裁判官となるには、①年齢40歳以上であること、②出生により市民権を有し、帰化により市民権を得て10年以上経過し、又は25年以上ウルグアイに居住していること、及び③弁護士となって10年以上経過し、又は裁判官若しくは検察庁等で8年以上執務していることという要件を満たさなければならない。最高裁判所裁判官の定年は70歳である。最高裁判所は、大部分の下級審裁判官を任命するが、控訴裁判所裁判官の任命にあたっては、上院（上院が閉会中は、常務委員会）の同意が必要である。

最高裁判所は、違憲法令審査権を有する。裁判所がある法令を違憲と判断したとしても、その違憲判決の効力は当該訴訟事件についてのみ及ぶ（個別的効力）だけであり、当該法律が一般的に無効となる（一般的効力）わけではない。

控訴裁判所は、それぞれ、3名の裁判官から構成される。控訴裁判所は全部で16か所あるが、そのうち、7か所は民事事件、4か所は刑事事件、3か所は労働事件、2か所は家事事件に特化している。

治安裁判所及び第一審裁判所は、行政、民事、刑事、税務、少年及び労働に関する事件を管轄する。

また、通常の司法裁判所の系列の他に、選挙裁判所及び軍事裁判所がある。

ウルグアイの裁判所は、独自の予算を有しており、ラテンアメリカ諸国の中でも最も独立性が高いといわれている。

3 人権

ウルグアイ憲法の「第2編 権利、義務及び保障」（第7条～第72条）及び「第3編 市民権及び参政権」（第73条～第81条）には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、ウルグアイ憲法においても、同様に保障されているといえる。

ウルグアイ憲法の中で特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①長子相続制（Mayorazgo）は、禁止されている（9条）。
- ②死刑は、廃止されている（26条）。
- ③知的創作物、著作者・発明者・芸術家の権利が法律により保護される旨の明文規定が置かれている（33条）。
- ④芸術的又は歴史的な遺産は、所有者が誰であるかにかかわらず、国により保護されるべき旨の明文規定が置かれている（34条）。
- ⑤環境の中でも、とくに「水」の重要性について、詳細に規定されている（47条）ことは興味深い。例えば、「水」は生活に不可欠な天然資源であり、飲料水及び衛生設備へのアクセスは基本的人権であること等が明文で規定されている。

⑥年金及び社会保障に関する具体的な規定が置かれている（67条）。

4 法令及び判決例

ウルグアイの主な法源は、条約、憲法、制定法、政令、規則等である。ウルグアイの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。

ウルグアイの裁判所による判例には、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。判例は、制定法の「解釈」という意味を持つにとどまる⁹。

Ⅲ 民法

1868年1月1日に公布されたウルグアイの民法典は、スペインの法制度やローマ法、カノン法の影響を受けたものであったが、とくに参考とされた民法典は、チリ民法典、スペイン民法典及びフランスのナポレオン民法典であった。

なお、以前は、ウルグアイの民法典には、国際私法に関する規定が含まれていた（2393条～2405条）が、2016年に成立した「国際私法に関する一般法」に移行された。同法は、63か条から構成され、条文数が大幅に増加されるとともに、規定事項の範囲も拡大された¹⁰。

また、ウルグアイでは、2013年より、同性婚が法的に可能となっている。

ウルグアイ民法典の主な体系は、表2のとおりである¹¹。

表2：ウルグアイ民法典の主な体系

		序章（第1条～第20条）
第1編 人		第1章 さまざまな市民（第21条～第23条）、第2章 住所（第24条～第38条）、第3章 人の民法上の地位（第39条～第49条）、第4章 不在者（第50条～第80条）、第5章 婚姻（第81条～第212条）、第6章 嫡出及び親子関係（第213条～第242条）、第7章 養子縁組（第243条～第251条）、第8章 親権（第252条～第301条）、第9章 成年年齢（第302条～第312条）、第10章 後見（第313条～第430条）、第11章 保佐（第431条～第459条）

⁹ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Uruguay1.html>

¹⁰ 笠原俊宏著「ウルグアイ東方共和国国際私法の邦訳と解説（上）」（『戸籍時報 No.754』（日本加除出版、2017年）所収）9頁。

¹¹ ウルグアイ民法典（スペイン語）は、下記ウェブページに掲載されている。

https://web.archive.org/web/20131213041621/http://www.parlamento.gub.uy/htmlstat/p/codigos/CodigoCivil/2002/cod_civil_indice.htm

第2編 物及び所有権		第1章 物の区別(第460条～第485条)、第2章 所有権(第486条～第492条)、第3章 用益権、使用及び居住(第493条～第549条)、第4章 地役権(第550条～第645条)、第5章 占有(第646条～第675条)、第6章 返還請求(第676条～第704条)
第3編 所有権の 取得方法		第1章 先占(第706条～第730条)、第2章 付合(第731条～第757条)、第3章 譲渡(第758条～第775条)、第4章 遺言相続(第776条～第1010条)、第5章 無遺言相続(第1011条～第1036条)、第6章 遺言相続又は無遺言相続の共通規定(第1037条～第1187条)、第7章 時効(第1188条～第1244条)
第4編 債務	第1部 債務総則	第1章 債務の有効原因(第1245条～第1332条)、第2章 債務のさまざまな種類(第1333条～第1446条)、第3章 債務消滅の方法(第1447条～第1572条)、第4章 債務及び免除の証明方法(第1573条～第1612条)
	第2部 契約から 生じる債務	第1章 贈与(第1613条～第1660条)、第2章 売買(第1661条～第1768条)、第3章 交換(第1769条～第1775条)、第4章 賃貸借(第1776条～第1855条)、第5章 定期金給付(第1856条～第1874条)、第6章 会社(第1875条～第1937条)、第7章 夫婦財産(第1938条～第2018条)、第8章 委任(第2019条～第2101条)、第9章 保証(第2102条～第2146条)、第10章 和解(第2147条～第2166条)、第11章 射倂(第2167条～第2195条)、第12章 消費貸借・使用貸借(第2196条～第2238条)、第13章 寄託(第2239条～第2291条)、第14章 質権(第2292条～第2321条)、第15章 抵当権(第2322条～第2348条)、第16章 収益質(第2349条～第2358条)、第17章 資産譲渡 ¹² (第2359条～第2367条)、第18章 先取特権(第2368条～第2371条)、第19章 競売における弁済順位及び財産分配(第2372条～第2389条)
		終章 本法典の遵守、付則

IV 会社法

ウルグアイの会社法は、いくつかの種類会社について規定しているが、ウルグアイに

¹² 資産譲渡(スペイン語では「cesión de bienes」)とは、ある人が自己の意思に基づいて、(通常は、ある金銭的反対給付と引き換えに、)ある財産又は権利を他人に譲渡する行為をいう。この譲渡により、譲受人は、譲渡の時点で譲渡人が有していたもの同一の権利を取得する(田澤五郎編著『スペイン語 法律経済用語辞典』(郁文堂、2012年)76頁)。

投資しようとする外国企業は、ウルグアイに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するウルグアイ法人である。これに対し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しない。

ウルグアイに子会社たる現地法人を設立する場合の一般的な会社形態としては、2種類の会社が考えられる。即ち、1つは「株式会社」(S.A.)であり、もう1つは「有限責任会社」(S.R.L.)である。これらの会社の特徴は、表3のとおりである。

株式会社は、ウルグアイで最も一般的に利用される会社形態である。株式会社には、公開会社と閉鎖会社の2つがある。公開会社とは、①その株式が証券取引所で取引されているか、②公募により設立されたか、又は③社債を発行している会社をいう。閉鎖会社とは、上記のいずれの要件も満たさない会社をいう。公開会社は、閉鎖会社よりも厳格な法規制に服することになる。

これに対し、有限責任会社は、通常、小規模の企業として利用されるものである。

表3：ウルグアイ法における主な会社の種類

名称	スペイン語	特徴
株式会社	Sociedad Anónima (S.A.)	原則として、株主の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無い。株式は無記名式とすることができる。株式の譲渡に関する制限は無い。設立は、2人以上の発起人（自然人でも法人でもよい）により行われる必要がある。設立時に、株式の50%が引き受けられ、25%が払い込まれる必要がある。設立後は、株主は1人でもよい。会社の最高機関たる株主総会は、会計書類の承認、利益配当及び取締役会の任命等のために、年1回以上開催される必要がある。会社の経営は、取締役又は取締役会により運営されるが、公開会社の場合は、取締役会により運営される必要がある。
有限責任会社	Sociedad de Responsabilidad Limitada (S.R.L.)	原則として、出資者の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無い。出資者は、2人以上50人以下でなければならない。出資者は、自然人か法人か、ウルグアイ居住者であるか否かを問わない。資本金は、Quotaと呼ばれる持分に分割される。各Quotaの額面は等額であり、それぞれ1議決権が付与される。会社設立手続きが完了するまでは、発起人が連帯保証責任を負う。会社の最高機関たる出資者総会は、会計書類の承認及

		び業務執行者の任命等のために、年1回以上開催される必要がある。業務執行者は出資者である必要はない。
--	--	---

V 民事訴訟法

ウルグアイの民事訴訟に関しては、2つの基本的な法律がある。即ち、「司法官及び裁判所組織に関する法律」（1985年）と「一般訴訟法典」（1988年）である¹³。

ウルグアイの民事訴訟では、従前、口頭弁論が無く非公開の書面主義の手続が採用されていた。しかし、ウルグアイでは、「イベロ・アメリカ手続法研究所」が作成した「モデル法典」を参考にして、若干の修正を加えて策定された「一般訴訟法典」が1989年に施行された。これにより、ウルグアイの民事訴訟において、迅速な訴訟、集中審理、口頭弁論及び訴訟の公開等を特徴とする新しい制度が採り入れられた。この新しい制度は、オーストリアや米国の準備的口頭弁論の制度を取り入れたものである¹⁴。

なお、ウルグアイでは、陪審制は行われていない。

VI 刑事法

ウルグアイでは、2013年12月、大麻（マリファナ）の一定の条件の下での生産・販売・購入が、世界で初めて合法化された。例えば、事前に登録した18歳以上のウルグアイ国内居住者は、1人あたり月に40グラムまでの大麻を薬局で購入でき、6株までで年間収穫量480グラムまでの自家栽培も認められている。

ウルグアイは、他のラテンアメリカ諸国と比べて、「腐敗・汚職」の問題が大きい法治国家であるといわれている。

ウルグアイ憲法は、死刑を廃止している（26条）。

ウルグアイの刑事訴訟においては、陪審制は行われていない（ちなみに、憲法13条は、通常法律により、刑事事件において陪審制を採用すること自体は、認めている）。

VII 参考資料

以上、ウルグアイ法の概要を簡単に紹介してきたが、ウルグアイ法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。英語で紹介・解説した文献は、インターネット上に、あ

¹³ Adolfo Gelsi Bidart 著、大濱しのぶ訳「ウルグアイ報告（1）」（『訴訟法における法族の再検討』（中央大学出版部、1999年）所収）512頁。

¹⁴ Enrique Vescovi 著、力丸祥子訳「ウルグアイ報告（2）」（『訴訟法における法族の再検討』（中央大学出版部、1999年）所収）522頁。

る程度存在する。ウルグアイ法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「Update: A Guide to Uruguay's Legal System and Research」¹⁵等が参考になる。

以上、ウルグアイの法制度の概要を簡単に紹介したが、ウルグアイの法令は、スペイン語で記述されており、また、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、前述したように、アルゼンチン及びブラジルに隣接し、メルコスール加盟国であるウルグアイの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、ウルグアイの法制度の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.46 No.1』（国際商事法研究所、2018年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第9回 ウルグアイ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁵ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Uruguay1.html>